

表紙：「里山はっけん隊！」

次世代を担う子どもたちが貴重な自然環境に親しみ、自然を守っていくことの大切さを認識する機会の提供として、(公財)神奈川県公園協会と市民団体「柳谷の自然に学ぶ会」の皆様にご協力いただきながら平成20年より実施している事業です。

表紙の絵は、参加者の皆さんが当日に「はっけん！」した動植物の「おもい」や動植物への疑問について描いたものです。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）が、平成31年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和54年法律第43号）の規定による政令の改正が行われていないため、本書における元号の表記は「平成」を用いることとします。

はじめに

茅ヶ崎市では、近年ますます多様化する環境問題に対応するため、平成 23 年 3 月に「茅ヶ崎市環境基本計画（2011 年版）」を策定しました。この計画では、本市が目指すべき環境の将来像を実現するために達成すべき目標と施策を示すとともに、進行管理の仕組みとして、取り組みの検証結果を早期にまとめ、市民の皆様の御意見も取り入れて軌道修正を行い、次年度の取り組みに反映できるような PDCA サイクルを構築することとしています。

茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)における 28 年度の取り組み状況と、それに対する行政の内部評価については、平成 29 年 6 月発行の「茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書」で公表し、市民の皆様からの御意見を頂いた後、専門的な見地からの御意見を伺うため、茅ヶ崎市環境審議会へ諮問を行いました。環境審議会においては、自然環境分科会、生活環境分科会の二つの分科会での集中的な審議を経て、答申としての評価をまとめていただきました。本書はこれらの評価を踏まえて市が検討した、平成 30 年度以降の施策展開の内容をお示ししたものです。

本計画は 23 年度から 32 年度までを計画期間としており、30 年度からの 3 年間で最終年次を迎えます。30 年度は茅ヶ崎市総合計画第 4 次実施計画のスタート年次にあたることから、施策の検討にあたっては、茅ヶ崎市総合計画との整合性を図り、計画的かつ総合的に事業を推進することを念頭におき、新たに総合計画第 4 次実施計画との関連性をお示しすることとしました。今後は、本書で示した取り組みを着実に実施することで、目標年次に向け、環境施策の着実な推進に努めてまいります。

よりよい環境は、行政の取り組みだけで実現することは不可能です。今後も、市民・事業者の皆様におかれましては、日常生活、事業活動において、できることから具体的な行動を展開していただき、望ましい環境像の実現にお力添えをいただきますようお願いいたします。

平成 30 年 3 月

茅ヶ崎市長 服部 信明

目次

I. 平成 28 年度における目標の達成状況及び重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 30 年度の施策展開	3
1 体系図	4
2 目標と実績(総括表)	6
3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)	8
4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)の進行管理について	10
凡例	12
テーマ 1 特に重要度の高い自然環境の保全	15
1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立	
1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	
テーマ 2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	39
2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	
2.2 生物多様性の保全方針の策定	
テーマ 3 資源循環型社会の構築	45
3.1 4R の推進	
3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	
テーマ 4 低炭素社会の構築	59
4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	
4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	
テーマ 5 計画を確実に進めていくための人づくり	70
5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	
5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	
5.3 学校における環境教育の充実	
II. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 29 年度版)に対する答申	83
III. 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)進捗状況報告書(平成 29 年度版)に対する 市民意見及び市の考え方	101
(参考) 茅ヶ崎市環境基本計画(2011 年版)目標・重点施策の見直し内容一覧	117

I . 平成 28 年度における目標の達成状況及び 重点施策の進捗状況に対する評価と 平成 30 年度の施策展開

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、1年間の取り組みを振り返り、その結果を次年度以降に確実に活かしていくため、重点施策に焦点を絞った迅速な評価と課題の抽出を行い、次年度以降に取り組むべき事項を検討することとしています。

本章では、平成 29 年 6 月に「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書」にて報告した平成 28 年度の取り組み状況に対する茅ヶ崎市環境審議会からの評価を踏まえて、市が検討した平成 30 年度の施策展開の内容をお示ししています。

1 体系図

テーマ	施策の柱	目標
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までに、コア地域の実状に合わせて活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。 3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり 2.2 生物多様性の保全方針の策定	5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。 7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。 8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。 10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。 11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。 12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。 13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力を増やします。
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進 4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	14 市域のCO ₂ 排出量を平成32年度(2020年度)までに約1,492千tCO ₂ (平成2年度(1990年度)の約80%)にします。 15 エネルギー使用量の削減に取り組んだ家庭・事業者の数を増やします。 16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成 5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援 5.3 学校における環境教育の充実	17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。 18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。 19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

重点施策

重点施策の推進を支え、補完する施策

1 コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理体制の作成・実施
2 財政担保システムの確立
3～12 各コア地域における施策

1.1(1)コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進

13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生
14 農業支援による農地の保全・再生
15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

1.2(1)コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化
1.2(2)農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進
1.2(3)水環境の保全
1.2(4)歴史的・文化的遺産の保全・活用

16 自然環境の保全に向けた条例の制定
17 保全すべき地域の指定
18 自然環境庁内会議の効果的な運用

2.1(1)自然環境に配慮した土地利用の誘導
2.1(2)快適で安全な住環境の確保

19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定
20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

2.2(1)動植物の生育・生息環境の保全
2.2(2)海岸の自然環境の保全

21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)
22 リデュース(ごみの排出を抑制する)
23 リユース(繰り返し使う)
24 リサイクル(資源として再生利用する)

3.1(1)4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続
3.1(2)適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり

25 地産地消の推進
26 環境に配慮した農業の普及促進

3.2(1)地域資源を活かした農水産業の推進
3.2(2)環境に配慮した農業の普及啓発

27 情報発信・啓発活動の推進
28 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援
29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

4.1(1)市民・事業者における取り組みの支援
4.1(2)市における率先的な取り組み

30 乗合交通の利便性向上
31 徒歩・自転車利用の促進

4.2(1)自動車の走行に伴う環境負荷の低減

32 庁内の環境意識の向上
33 庁内における人材育成

5.1(1) 市における環境配慮の取り組みの推進

34 意識啓発・人材育成
35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

5.2(1)市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進
5.2(2)事業活動に伴う環境負荷の低減
5.2(3)環境に関する活動の支援

36 地域と連携した環境教育
37 学校における取り組みの支援

5.3(1)学校における環境教育の推進

2 目標と実績(総括表)

テーマ	施策の柱	平成32年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立	1 コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。	—	平成27～29年度に実施	景観みどり課
		2 各コア地域の自然環境を保全するため、平成32年度(2020年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。	—	一部達成	景観みどり課
	1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生	3 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します(※)。 *緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度(1993年度)には市域の35.2%(約1,259ha)でしたが、平成17年度(2005年度)には市域の31.0%(約1,109ha)となっています。このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、市域の25.8%(約923ha)程度まで減少することが予想されます。	28.5%	26.3% (平成27年度)	景観みどり課
		4 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。(※) *平成19年度(2007年度)の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、335ha程度まで減少することが予想されます。	348ha	349ha (平成27年度)	農業水産課
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	5 平成29年度(2017年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。	—	平成29年4月施行	景観みどり課
		6 保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。	—	未指定	景観みどり課
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	7 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成32年度(2020年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。	—	未策定	景観みどり課
		8 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成32年度(2020年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。	—	未作成	
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	9 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに574gにします。	574g	650g (平成28年度)	資源循環課
		10 リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。	34.7%	22.2% (平成28年度)	資源循環課
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	11 地元農畜水産物を取り扱う店舗を、平成32年度(2020年度)までに90店舗にします。	90店舗	46店舗 (平成28年度)	農業水産課
		12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数について、平成32年度(2020年度)まで15品目以上を維持します。	15品目以上	12品目 (平成28年度)	学務課
	13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。	—	—	農業水産課	

テーマ	施策の柱	平成32年(2020年)までの目標	数値目標	実績値	担当課
テーマ4 低炭素社会 の構築	4.1 「茅ヶ崎市 地球温暖化 対策実行計 画」の推進	14 市域のCO ₂ 排出量を平成32年度(2020年 度)までに約1,492千tCO ₂ (平成2年度(1990 年度)の約80%)にします。	約1,492千tCO ₂ (変更後)	※約1,584千tCO ₂ (平成27年度 暫定値)	環境政策課
		15 「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計 簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO ₂ 排出 量を把握し、前年に比べエネルギー使用 量を削減できた家庭・事業者の数を増や します。	—	—	環境政策課
	4.2 交通行政に おける温室 効果ガスの 排出削減	16 市民1人あたりの年間公共交通利用回数 を平成32年度(2020年度)までに455.5回に します。	455.5回	441.1回 (平成27年度)	都市政策課
テーマ5 計画を確実に 進めていく ための人 づくり	5.1 本計画推進 のための庁 内における 環境意識の 向上と人材 育成	17 庁内における環境意識の向上を図るため に、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステ ムの周知啓発を徹底するとともに、生物多 様性や地球温暖化問題に関する庁内での 学習の機会を積極的に提供します。また、 研修への参加、先進的取り組みを行って いる自治体等への視察を積極的に実施し ます。	—	—	環境政策課/ 景観みどり課
	5.2 市民・事業 者の環境意 識啓発・人 材育成、活 動の支援	18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関 する活動への参加者数等を増やします。	—	—	環境政策課
	5.3 学校におけ る環境教育 の充実	19 各学校と地域との連携による環境教育を 充実させ、地域資源を活用した環境学習 の回数を増やしていくとともに、スクールエ コアクションの導入による各学校での環境 活動を継続的に実践していきます。	—	—	環境政策課

※目標14の実績値は平成27年度暫定値が出たため更新しています。

3 重点施策の進捗状況に対する評価(総括表)

評価基準: A=極めて順調に進んでいる B=概ね順調に進んでいる
C=ある程度進んでいる D=あまり進んでいない
E=今後、積極的な取り組みが必要

(*) 施策実施担当課については、実際に施策の推進状況を確認する中で取り組みを実施している課を掲載しており、「環境基本計画(2011年版)」に掲載している担当課とは異なる場合があります。

テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	担当課 による評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ	
テーマ1 特に重要 度の高い 自然環境 の保全	1.1 コア地域の保 全管理体制、 財政担保シス テムの確立	1 コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施	環境政策課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	16	
		2 財政担保システムの確立	景観みどり課	D	D	18	
		3 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。【清水谷】	景観みどり課 公園緑地課 下水道河川建設課 教育政策課 青少年課	B	C	20	
		4 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。【清水谷】					
		5 現存する水害防備保安林及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。【平太夫新田】	環境政策課 景観みどり課 公園緑地課 広域事業政策課	C	C	22	
		6 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。【平太夫新田】					
		7 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。【赤羽根十三区】	景観みどり課	B	C	24	
		8 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保全管理等)を要望していきます。【長谷】	景観みどり課	D	D	25	
		9 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。【行谷】	農業水産課 環境政策課 景観みどり課 下水道河川建設課 広域事業政策課	E	E	26	
		10 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。【柳谷】	広域事業政策課 環境政策課 環境保全課 景観みどり課	C	C	28	
		11 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。【柳谷】					
		12 海岸侵食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。【柳島】	農業水産課 景観みどり課 公園緑地課	C	C	30	
		1.2 コア地域をつ なぐみどりの 保全と再生	13 コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	農業水産課 景観みどり課 道路建設課 公園緑地課 下水道河川建設課 社会教育課	B	B	34
		14 農業支援による農地の保全・再生	農業水産課 環境政策課 景観みどり課	B	B	36	
		15 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	農業委員会事務局				

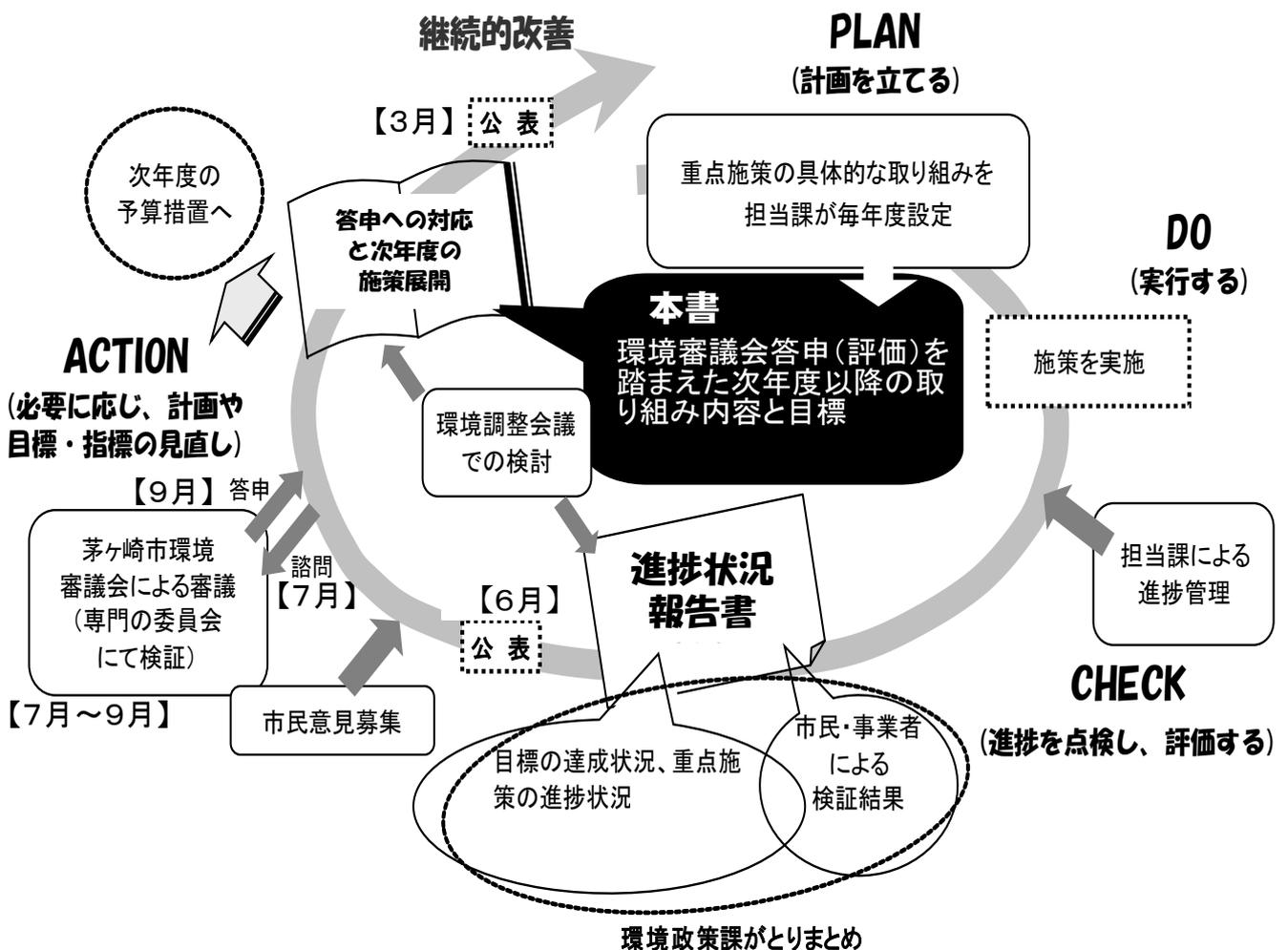
テーマ	施策の柱	重点施策	施策実施担当課 (※) (太字は主担当課)	担当課 による評価	茅ヶ崎市環 境審議会に よる評価	ページ
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり	16 自然環境の保全に向けた条例の制定	環境政策課 景観みどり課	C	C	40
		17 保全すべき地域の指定				
		18 自然環境庁内会議の効果的な運用	景観みどり課	B	B	42
	2.2 生物多様性の保全方針の策定	19 生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	景観みどり課	D	D	44
		20 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成				
テーマ3 資源循環型社会の構築	3.1 4Rの推進	21 リフューズ(要らないものを買わない・断る)	資源循環課	B	B	46
		22 リデュース(ごみの排出を抑制する)	資源循環課 農業水産課	B	B	48
		23 リユース(繰り返し使う)	市民相談課 資源循環課 環境事業センター 環境政策課	C	C	50
		24 リサイクル(資源として再生利用する)	農業水産課 環境政策課 資源循環課 環境事業センター	B	B	52
	3.2 地域資源を活かす地産地消の推進	25 地産地消の推進	保育課 農業水産課 学務課	A	B	56
		26 環境に配慮した農業の普及促進	農業水産課	C	C	58
テーマ4 低炭素社会の構築	4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進	27 情報発信・啓発活動の推進	環境政策課	B	B	60
		28 家庭・事業者における省エネ機器等の導入支援	環境政策課 産業振興課	B	B	62
		29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	安全対策課 環境政策課 環境事業センター	A	A	64
	4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減	30 乗合交通の利便性向上	都市政策課	B	B	66
		31 徒歩・自転車利用の促進	安全対策課 都市政策課 道路管理課 道路建設課	B	B	68
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成	32 庁内の環境意識の向上	職員課 環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	B	B	71
		33 庁内における人材育成				
	5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援	34 意識啓発・人材育成	環境政策課 社会教育課	B	B	74
		35 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課	C	C	76
	5.3 学校における環境教育の充実	36 地域と連携した環境教育	環境政策課 環境保全課 資源循環課 景観みどり課 学校教育指導課	B	B	80
37 学校における取り組みの支援						

4 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の進行管理について

茅ヶ崎市環境基本条例では、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市長が環境に関する施策等について報告書を作成し、公表することを定めています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」では、計画全体の迅速な進捗を図るため、早い段階で取り組みの検証結果をまとめ、市民の意見も取り入れた軌道修正や次年度の予算措置に反映できるようなPDCAサイクルを構築することとしており、現在、2冊の報告書を用いた進行管理を実施しています。

市は、前年度の取り組み状況を、毎年6月発行の「進捗状況報告書」にて公表し、市民の皆様からのご意見をいただいた後、茅ヶ崎市環境審議会に諮問し評価をいただいています。さらに、皆様からの評価を踏まえて検討した次年度の施策展開を、毎年3月発行の「環境審議会答申への対応と次年度の施策展開」(本書)で公表することで、「評価して見直す」という進行管理の仕組みを実現しています。



▲ 環境基本計画 年間の進行管理図

茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)では、5つのテーマごとに施策の柱を設け、特に力を入れる施策(重点施策)を挙げています。また、目指すべき環境の将来像の実現に向けて、施策の柱ごとに目標を設定しています。

15 ページからは、平成 28 年度の重点施策の進捗状況についての環境審議会評価と、その評価に対する市の対応及び平成 30 年度の施策展開を掲載しています。

各施策のページに掲載されている「環境審議会評価」は、平成 29 年 9 月に茅ヶ崎市環境審議会から提出された答申から抜粋したものです。

なお、「平成 28 年度の取り組み概要と担当課評価」については、平成 29 年 6 月に発行した「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成 29 年度版)」に掲載しています。

「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」(平成 23 年 3 月策定)及び「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)進捗状況報告書(平成 29 年度版)」(平成 29 年 6 月発行)は、市ホームページにも掲載しておりますので、併せてご参照ください。



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)」
(平成 23 年 3 月策定)



「茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)
進捗状況報告書(平成 29 年度版)」
(平成 29 年 6 月発行)

平成30年度の施策展開

(1)○○

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び 平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
△△△△△△△△△△	●	●	●	○○○事業 事業費【▲千円】	●●課
△△△△△△△△△△	●	●	●	○○○事業 事業費【▲千円】	××課

(2)□□

具体的な取り組み内容	年度			第4次実施計画事業名及び 平成30年度事業費	担当課
	H30	H31	H32		
△△△△△△△△△△	●		●	○○○事業 事業費【▲千円】	●●課
△△△△△△△△△△	●	●		○○○事業 事業費【▲千円】	××課

- ・平成30年度以降に実施する具体的な取り組みと実施年度、担当課について記載しています。
- ・取り組みを実施する年度を●で示しています。
- ・取り組み内容が含まれる第4次実施計画事業名を記載しています。事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。
- ・担当課欄には、取り組みを実際に行う部署名を記載しています。
- ・第4次実施計画事業名の事業費は平成30年度の事業費になります。

※事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すもので「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものではありません。

